

令和7年瑞穂町教育委員会第10回定例会 会議録

令和7年10月23日瑞穂町教育委員会第10回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 報告事項1 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について

- (町立瑞穂第二小学校講堂空調設備設置工事請負契約))
- 日程第4 報告事項2 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第三小学校講堂空調設備設置工事請負契約))
- 日程第5 報告事項3 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第五小学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約))
- 日程第6 報告事項4 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂中学校講堂空調設備設置工事請負契約))

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和7年瑞穂町教育委員会第10回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、2番、白石委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何か質問はございませんでしょうか。

ご質問ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、報告事項1、臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第二小学校講堂空調設備設置工事請負契約))、日程第4、報告事項2、臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第三小学校講堂空調設備設置工事請負契約))、日程第5、報告事項3、臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第五小学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約))、日程第6、報告事項4、臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴

取について（町立瑞穂中学校講堂空調設備設置工事請負契約）は、関連がありますので、一括報告とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育部長

異議なしと認めます。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1から4につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。町立瑞穂第二小学校講堂空調設備設置工事請負契約、町立瑞穂第三小学校講堂空調設備設置工事請負契約、町立瑞穂第五小学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約及び町立瑞穂中学校講堂空調設備設置工事請負契約について意見を求められましたので、異議がない旨同意したものです。なお、本案件は、令和7年10月22日に議決されております。

詳細につきましては、学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長

4件の工事は、夏季における熱中症対策及び学習環境の向上、並びに災害時における避難所機能の維持及び向上を目的に、ガスヒートポンプ空調設備を講堂及び屋内運動場に新設するものです。

報告事項1をご覧ください。契約の内容ですが、1、契約の目的、町立瑞穂第二小学校講堂空調設備設置工事。2、契約の方法 指名競争入札による契約。3、契約金額、金 51,920,000 円。4、契約の相手方、東京都あきる野市乙津232番地、株式会社西部住設 代表取締役 山崎 康史。入札結果は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。左の図が配置図、右の図が案内図になります。図面の方位は、配置図及び案内図の北側サインのとおりです。資料右上に記載された工事概要に沿って説明いたします。第二小学校は、先月の定例会で報告しました第一小学校及び第四小学校と同様に、ガスヒートポンプ空調設備の新設で、停

電時自立型の空調室外機を2台設置します。空調室内機につきましては、天吊形ではなく、壁掛形の空調室内機を12台設置します。また、ガスボンベ庫を新設します。

添付資料2をご覧ください。1階平面図です。図面右側のステージが北となりますが、講堂の東面と西面の壁に、冷房能力が7.1キロワットで暖房能力が8.0キロワットの空調室内機を4台ずつ、講堂南面の壁に4台新設します。図面上、赤色で図示しています。第二小学校のキャットウォークは講堂の内側に張り出す形状ではなく、外側に張り出していますので、第一小学校や第四小学校のようにキャットウォークの下に設置することができないため、空調効率等を考慮し壁掛型を設置します。壁掛型のため、性能の面から天吊型の学校よりも台数を増やしています。空調室外機は講堂の西側に2台設置します。図面上、緑色で図示しています。この空調室外機は、1台当たり冷房能力が5.6キロワット、暖房能力が6.3キロワットの性能を有し、今回設置する空調室内機6台を賄う能力がございます。また、この室外機は、停電時自立型で、資料左下のイメージ図のとおり、停電時は、ボタンを押すことでバッテリー電源によりガスエンジンを駆動させ、発電機を回すことで、室外機及び室内機に必要な電力を確保することができるものです。イメージしやすいように申し上げますと、自動車のエンジンをスタートさせるのと同じです。スタート時には、バッテリーから電気をもらい、その後はガソリンで駆動していくのと同じで、燃料がガソリンかガスかの違いになります。

続きまして、ガスボンベ庫ですが、講堂の西側に新設します。図面上、黄色で図示しています。このガスボンベ庫の中に50キログラムシリンダーを18本設置します。ガスボンベ庫のイメージは、資料右下のイメージ図のとおりです。

以上が工事の概要ですが、工期は令和8年3月27日までです。また、落札比率は79.5%です。

報告事項2をご覧ください。契約の内容ですが、1、契約の目的、町立瑞穂第三小学校講堂空調設備設置工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金50,270,000円。4、契約の相手方、東京都青梅市東青梅五丁目23番地の15、師岡設備工業株式会社 代表取締役 市川 敬二。入札結果は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。資料右上に記載された工事概要に沿って説明します。第三小学校につきまし

ても、ガスヒートポンプ空調設備の新設で、停電時自立型の空調室外機を2台、天吊形の空調室内機を8台設置します。また、ガスボンベ庫を新設します。

添付資料2をご覧ください。1階平面図です。図面右側のステージに向かって左右のキャットウォークの下に、冷房能力が11.2キロワットで暖房能力が12.5キロワットの空調室内機を4台ずつ新設します。図面上、赤色で図示しています。設置する位置は、資料右上のキャットウォーク下に設置したイメージ図のとおりです。空調室外機は講堂の北側に2台設置します。図面上、緑色で図示しています。この空調室外機は、1台当たり冷房能力が5.6キロワット、暖房能力が6.3キロワットの性能を有し、空調室内機4台を賄う能力があり、停電時自立型となります。つづきまして、ガスボンベ庫ですが、講堂の用具庫の北側に新設します。図面上、黄色で図示しています。このガスボンベ庫の中に50キログラムシリンダーを18本設置します。

以上が工事の概要ですが、工期は令和8年3月27日までです。落札比率は82.2%です。

報告事項3をご覧ください。契約の内容ですが、1、契約の目的、町立瑞穂第五小学校屋内運動場空調設備設置工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金58,630,000円。4、契約の相手方、東京都青梅市勝沼一丁目34番地 株式会社青和施設工業所 代表取締役 大山 恵介。入札結果は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。資料右上に記載された工事概要に沿って説明します。第五小学校も、基本的な考え方は第二小学校及び第三小学校と同様ですが、屋内運動場の構造上の関係から施工内容が異なる部分があります。工事概要は、ガスヒートポンプ空調設備の新設で、空調室外機を2台、天吊形の空調室内機を12台設置します。移動式のLPガス発電機を導入します。また、ガスボンベ庫を新設します。

添付資料2をご覧ください。1階平面図です。図面右側のステージに向かって左右のキャットウォークの下に、冷房能力が11.2キロワットで暖房能力が12.5キロワットの空調室内機を6台ずつ新設します。図面上、赤色で図示しています。空調室外機は屋内運動場の北東側に2台設置します。図面上、緑色で図示しています。この空調室外機は、1台当たり冷房能力が8.5キロワット、暖房能力が9.5キロワットの性能

を有し、空調室内機6台を賄う能力がございます。移動式のLPガス発電機は、図面右のLPガス発電機（移動式）例示品のとおりで、例示品ですと、大きさは、長さ74センチメートル、幅66センチメートル、高さ65センチメートル、100ボルトと200ボルトが使用でき、定格出力は5.0キロボルトアンペアです。普段は、用具庫等に保管する予定です。

続きまして、ガスボンベ庫ですが、屋内運動場の北側に新設します。図面上、黄色で図示しています。このガスボンベ庫の中に50キログラムシリンダーを32本設置します。ガスボンベ庫のイメージは、資料右下のイメージ図のとおりで、コンクリートブロック造です。

以上が工事の概要ですが、工期は、令和8年3月27日までです。また、落札比率は79.4%です。

報告事項4をご覧ください。契約の内容ですが、1、契約の目的、町立瑞穂中学校講堂空調設備設置工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金68,530,000円。4、契約の相手方、東京都青梅市東青梅五丁目23番地の15、師岡設備工業株式会社 代表取締役 市川 敬二。入札結果は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。左の図が配置図、右の図が案内図になります。資料右上に記載された工事概要に沿って説明します。瑞穂中学校は、第五小学校と同様に、講堂の規模の関係から施工内容が異なる部分があります。工事概要は、ガスヒートポンプ空調設備の新設で、空調室外機を3台、壁掛形の空調室内機を17台設置します。また、ガスボンベ庫を新設します。

添付資料2をご覧ください。1階平面図です。図面左側のステージが西になりますが、講堂の北面と南面の壁に冷房能力が7.1キロワットで暖房能力が8.0キロワットの空調室内機を7台ずつ、講堂の東面の玄関側の壁に3台新設します。図面上、赤色で図示しています。瑞穂中学校は、キャットウオークがありませんので、ほかの学校のようにキャットウオークの下に設置することができないため、第二小学校と同様に壁掛型を設置します。空調室外機は、講堂の北西側に3台設置します。図面上、緑色で図示しています。この空調室外機は、1台あたり冷房能力が7.1キロワット、暖房能力が8.0キロワットの性能を有し、空調室内機7台を賄う能力がございます。移動式のLPガス発電機は、第五小学校と同様の性能を有するもので、普

段は、用具庫等に保管する予定です。

続きまして、ガスボンベ庫ですが、講堂の北側に新設します。図面上、黄色で図示しています。このガスボンベ庫の中に50キログラムシリンダーを35本設置します。第五小学校同様、コンクリートブロック造です。

以上が工事の概要ですが、工期は、令和8年3月27日までです。また、落札比率は84.8%です。

以上で説明を終わります。

大井教育長
村上委員

説明が終わりました。何か質問はございませんでしょうか。

これから子どもたちが暑いときに我慢しなくて済むようになって、大変ありがたいなと思っています。ガスの発電機について質問いたします。五小と瑞中は移動式で、ほかの学校はボタン一つで切り替えができるということですが、機械の使い方が分かっていないと有事の際に困ります。管理体制はどのようになるのか、運用方法が決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

学校教育課長

五小と瑞中の移動式発電機ですが、普段は用具庫での保管となります。いざというときに使うことになりましたら、空調室外機の近くにある配管につなぎ、ボタン一つで稼働するというものですが、災害が発生した際、学校の先生に協力していただくことは非常に多いと思いますので、年1回、学校で操作訓練を行えたらと考えております。

教育部長

先月、落雷により五小で水が出ない事態が発生したことについて委員の皆様にご報告いたしました。その際、安全・安心課の職員が学校に行き、応急給水の栓を開けましたが、いざというときに、町の職員が来るまで学校は何もできないということではなく、先生方でも対応できるように訓練をしていただこうと、教育指導課長から学校側に話をしているところです。応急給水の訓練に合わせて、発電機の操作も訓練を行いたいと考えております。

関谷委員

私たちは一般的に体育館と呼んでいるのですが、学校によっては講堂、あるいは屋内運動場とあるのですが、用途による違いなのか、ほかの理由があるのか、教えていただきたい。

学校教育課長

名称ですが、文部科学省に学校施設台帳の届出をしており、五小の除いた6校は講堂で登録し、五小につ

いては屋内運動場として登録しています。このいきさつですが、五小以外は防衛省補助金を活用していただき、この場合、講堂の名称で建築することになります。五小のみ、防衛省の補助を受けておらず、屋内運動場という名称になっています。一般的には体育館という名称が浸透していると思うのですが、施設に登録している名称で町議会に議案上程しています。

大井教育長

ほかにご質問ございますか。ないようですので、委員には、さようご承願いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和7年瑞穂町教育委員会第10回定例会を閉会いたします。おつかれさまでした。

閉会 午前9時24分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員